

科目名	国際法 International Law						
科目担当者	青木 誠弘 AOKI Nobuhiro						
単位数	4	配当年次	3年	授業形態	講義	開講学期	通年
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]				ディプロマポリシーとの関連	(1)(4)	
授業の概要	国際法とは、主に国家と国家との間の問題に関して規律する法である。国際社会においては「世界政府」のような権力組織が存在しないため、法の定立、執行、遵守において、国内社会におけるものとは著しく異なる様相が見られる。こうした国際法の特徴と、国際社会で法秩序を確立することの難しさについて、国際法の様々な領域を概観しながら学習する。						
授業の到達目標	①基本的な概念や用語を理解し、その説明ができるようになること。 ②見解の対立がある事項について、問題の所在や既存の学説の内容を理解すること。 ③国際法上の制度やその実際の運用について、何故そのようになっているのかを理解し、説明できるようになること。 ④以上のことについて、自ら疑問点を見つけ、考察できるようになること。						
授業計画・内容	1	イントロダクション	16	前期末試験の解説及び後期の授業の概説			
	2	国際社会と国際法①事例の紹介、現代国際法の発展状況	17	地球空間の地位②海洋、宇宙、環境の国際的保護			
	3	国際社会と国際法②国際法主体の多元化、国際法とは	18	個人の地位①事例の紹介、国籍、外国人の地位			
	4	国際法規則の存在形態①国際法の法源、事例の紹介	19	個人の地位②犯罪人の引渡し、難民の保護、個人の国際法上の犯罪			
	5	国際法規則の存在形態②法源の具体的形態、国際法規の効力と適用関係	20	国際人権法①事例の紹介、国際人権章典への歩み			
	6	条約法①事例の紹介、条約の締結、条約の留保	21	国際人権法②個別的人権条約と地域的人権条約、国際人権法の実施制度			
	7	条約法②条約の適用、条約の効力、条約の終了	22	外交・領事関係法①事例の紹介、外交・領事関係の解説、外交使節・領事の任命			
	8	国際法と国内法①事例の紹介、伝統的とらえ方	23	外交・領事関係法②任務、特権と免除			
	9	国際法と国内法②国際法体系における国内法の取扱い、国内法体形における国際法の地位	24	国家責任法①事例の紹介、国際違法行為の成立要件			
	10	現代国際法の基本法原則①国家主権の原則、国家平等の原則	25	国家責任法②違法性阻却事由、国際請求の提起、違法行為の救済			
	11	現代国際法の基本法原則②国内問題不干渉の原則、事例の紹介、人民の自決権	26	国際社会における平和の維持①事例の紹介、国際連合の組織と機能			
	12	国家①事例の紹介、国家成立の要件、国家承認、政府承認	27	国際社会における平和の維持②国際紛争の平和的解決			
	13	国家②国家承継、主権免除	28	国際社会における平和の維持③国際安全保障			
	14	地球空間の地位①事例の紹介、国家領域	29	武力紛争法			
	15	前期のまとめ	30	後期のまとめ			
授業外学修 (事前学修)	・毎週、事前に配布資料がアップロードされている場合、読んでおくこと（1時間程度）。						
授業外学修 (事後学修)	・配布資料や教科書の該当箇所を読み返すこと（1時間程度）。 ・授業に現れた論点に対して、自分なりの考察を加えること（2時間程度）。						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率		到達目標との対応
	・前期末試験 ・学年末試験				50% 50%		①、②、③、④ ①、②、③、④
成績評価基準	秀：（評点 90 点以上）到達目標を極めて高い水準で達成している場合 優：（評点 80 点～89 点）到達目標を高い水準で達成している場合 良：（評点 70 点～79 点）到達目標を一定の水準で達成している場合 可：（評点 60 点～69 点）到達目標を最低限の水準で達成している場合 不可：（評点 60 点未満）到達目標に達していない場合						
教科書	・杉原高嶺『基本国際法』（第4版）有斐閣 ・植木俊哉・中谷和弘編代『国際条約集』有斐閣						
参考文献	指定しない（学習の参考になる文献は授業の中で示す）。						
その他	初回の授業時に出席等のルールの詳細について伝えるので、必ず出席すること。 3分の2以上の出席が成績評価の前提条件となるので、注意すること。出欠の確認時に教室にいなかった者や確認後に教室から抜け出した者は欠席となるので、注意すること。						